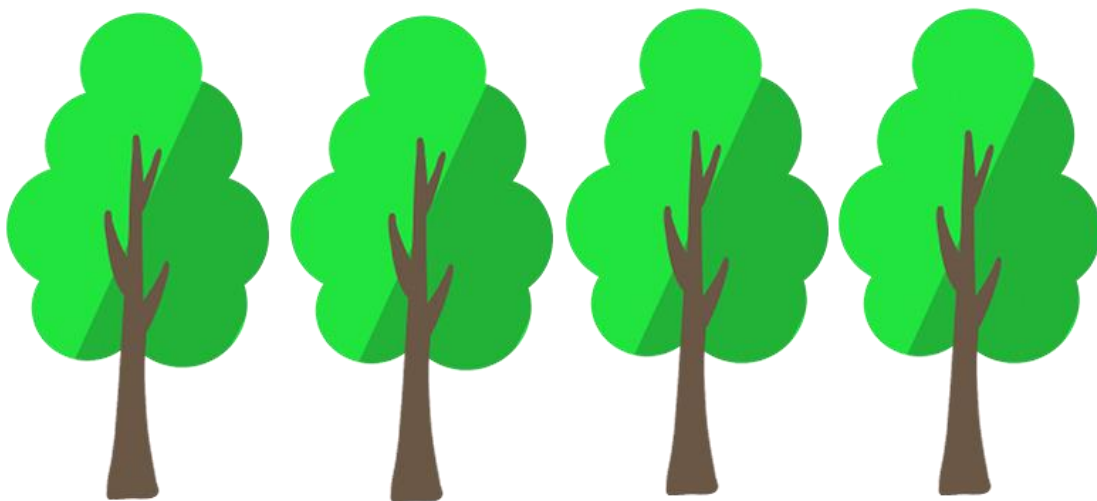


<佐世保市>

医療的ケア実施ガイドライン

～地域で生まれ、共に育つ～

医療的ケア児受け入れに関する基本的な考えと
保育施設等利用までの流れ



令和 7 年 6 月改訂

佐世保市子ども未来部

はじめに	-----	1
第1章 保育施設等における医療的ケア	-----	1
1. 医療的ケアとは		
2. 保育施設等における「医療的ケア児」への対応と保育		
3. 保育施設等における「医療的ケア児」の受け入れと実施		
第2章 「医療的ケア児」受け入れに向けた環境整備	-----	3
1. 関係機関との連携と役割		
①医療 ②保健 ③福祉 ④行政		
2. 保育所においての役割		
①施設長 ②主任(主幹保育教諭) ③専任看護師 ④保育施設等看護師		
⑤保育施設等職員(保育者・調理員等)		
第3章 佐世保市保育施設等における医療的ケア	-----	5
1. 医療的ケアの内容	5. 医療的ケアに必要な医療器具等	
2. 医療的ケアの対象児童	6. 定期的な情報交換の実施	
3. 医療的ケアの提供者	7. 医療的ケアの提供を行わない場合	
4. 医療的ケアを実施する場所(環境整備)		
第4章 佐世保市における「医療的ケア児」受け入れまでの流れ	---	7
1. 「医療的ケア児」受け入れ相談		
2. 「医療的ケア児」の受け入れ検討		
3. 「医療的ケア児」受け入れを検討するにあたっての視点		
①医療的視点 ②行政的視点 ③保健的視点 ④福祉的視点 ⑤保育的視点		
4. 保育施設等における「医療的ケア児」受け入れまでの流れ *【必要書類一覧】		
5. 入所後に医療的ケアが必要となった場合の流れ		
第5章 医療的ケア実施についての危機管理体制	-----	12
1. 保護者との連携・理解・協力	6. 職員の研修	
2. 受け入れに際しての確認	7. ヒヤリハット、アクシデントについて	
3. マニュアルの作成	8. 災害発生時の対応	
4. 消防署との連携	9. 業務継続計画(BCP)について	
5. 「医療的ケア個別支援計画」の作成		
様式集 1～13	-----	15
様式 1「医療的ケア実施申込書」		
様式 2「医療的ケアを実施するにあたっての重要確認事項」		
様式 3「医療的ケアに関する主治医の意見書(情報提供書)」		
様式 4「医療的ケア実施検討結果通知書」		
様式 5「医療的ケアに関する指示書」		
様式 6「医療的ケアに関する指示変更書」		
様式 7「医療的ケア実施承諾書」		
様式 8「医療的ケアについて」		
様式9-1「医療的ケア実施計画書(保育施設用)」		
様式9-2「医療的ケア実施計画書(訪問看護用)」		
様式10「医療的ケア個別支援計画書」		
様式11「医療的ケア日誌」		
様式12「医療的ケアにかかるヒヤリハット報告書」		
様式13「医療的ケアにかかるアクシデント報告書」		



近年、医療技術の進歩にともない、日常生活上で医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増えており、「医療的ケア児」の保育ニーズが全国的に高まってきています。

そうした中、令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充を図ることとされました。

佐世保市においても、「医療的ケア児」の保育ニーズをふまえ、令和2年11月に「医療的ケア児」を保育施設等で受け入れるにあたっての基本的な考え方や、必要な事項・配慮事項・環境整備等について示し、保育施設等での「医療的ケア児」の受け入れが円滑に図られることを目的とした「医療的ケア実施ガイドライン」を作成しました。

それから4年が経過し、現時点において「医療的ケア児」は、地域の保育施設等7箇所では受け入れられ、安全で適切なインスリン注射や喀痰吸引の医療的ケアを実施しています。

今回、本ガイドラインを改訂するにあたり、「医療的ケア児支援法」を踏まえ、これまでの経験を活かし、医療的ケア児を含むすべての子どもが「地域で生まれ、共に育つ」保育を提供し、子どもの「最善の利益」が尊重され、保育施設等が、乳幼児期にふさわしい安心して生活できる場になるよう、取り組んでいきます。



第1章 保育施設等における医療的ケア

1. 医療的ケアとは

「医療的ケア児支援法」においては、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を医療的ケアとしています。

本ガイドラインにおいて「医療的ケア児」とは、

「生きていくために日常的な医療的ケアや医療行為、医療機器を要する子ども」とします。

医療的ケアの具体的例としては、次のようなものがあげられます。

- | | | | |
|-------|----------|-----|-------|
| ○喀痰吸引 | ○インスリン注射 | ○導尿 | ○酸素療法 |
| ○経管栄養 | ○その他医行為 | | |

2. 保育施設等における「医療的ケア児」への対応と保育

保育施設等は、児童福祉法に基づいて、保育を必要とする子どもの保育を行い、一人ひとりの健全な心身発達を図り、保障することが求められています。

(参考—保育所保育指針—より)

医療的ケア児においても、一人ひとりの発達・成長に応じた保育と、安全で適切な医療的ケアの提供はもちろんのこと、個々にふさわしい衛生的な環境を整える必要があります。また、医療的ケア児を含むすべての子ども、一人ひとりの育ちを保障するため、集団生活を通して、お互いが安心・安全に関わることができるよう配慮し、支援していきます。

3. 保育施設等における「医療的ケア児」の受け入れと実施

保育施設等は、児童福祉施設であることを念頭に入れ、そこで実施される「医療的ケア」については、「原則として、医師の指示に基づいて、施設に配置された専任の看護師が単独でケアできる内容」とします。

保育施設等の職員は、看護師と協力しながら、医療行為に該当しない範囲で「医療的ケア児」と関わり、保育を進めていきます。

* 幼児教育を受けようとする子どもの、幼児教育施設(1号認定)での受け入れについても、このガイドラインに準じて実施することとします。

【医療行為】

○医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為。資格を持った医師や医療者にしか許されない行為。

【医療的ケア】

○日常生活に必要な医療的生活援助行為
(保護者が医師より指導を受け家庭で行う)

【保育施設等での医療的ケア】

○医師の指示に基づいて、保護者の同意を得て、保育施設等に配置された専任の看護師が単独でケアできる行為

・喀痰吸引 ・インスリン注射 ・酸素療法 ・導尿
・経管栄養 ・その他医行為

第2章 「医療的ケア児」受け入れに向けた環境整備

1. 関係機関との連携と役割

「医療的ケア児」の受け入れにあたっては、一人ひとりの状況に応じて、安全で適切な医療的ケアと保育が提供されるよう、医療・保健・福祉・行政等の関係機関が保育施設等と連携して対応することが重要です。

①医療

保育施設等で医療的ケアを安全で適切に実施するためには、医療との連携が不可欠です。

「医療的ケア児」の受け入れまでの各段階において、医師等の医療従事者や対象児童の主治医の意見が得られるよう、連携体制を確保することが求められます。

主治医は、保護者同意のもと、保育施設等における生活や環境等についての十分な情報提供を行い、入所前はもちろんのこと、入所後においても、常に安全で適切な医療的ケアを提供しなければなりません。

主治医への協力依頼の内容については、以下に記載します。

- 集団生活の可否や医療的ケアへの対応に対する意見
- 医療的ケアの実施に関する指示書(変更の場合は指示変更書)
- 必要に応じ、受け入れる保育施設等での医療的ケアに関する「医療的ケア実施計画」や「医療的ケア個別支援計画」の内容の確認
- その他必要な事項

主治医に限らず、訪問看護ステーション、保育施設等の嘱託医や地域の医師会・看護団体、その他医療関係者は日頃から円滑な連携を図り、情報交換を心がけることが大切です。

②保健

「医療的ケア児」の受け入れ可能性についての検討や医療的ケア実施に向けた検討等各段階において、「医療的ケア児」の状況を把握している保健師(地区担当含む)等は、医療的ケアの体制づくりに協力をし、保健的視点から助言を行います。

「医療的ケア児」受け入れ後も必要に応じ、対象児童を含め保護者への支援や援助等の情報交換や助言等、保育施設等との連携を続けていきます。

③福祉

「医療的ケア児」の中には、児童発達支援事業の事業所等を利用しているケースもあります。

その際は、事業所の相談支援員が招集するサービス担当者会や定期的に行われるモニタリング等にて、療育と保育が一体的に支援できるよう連携を強化します。

④行政

関係各課においては、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもに対して必要な保育施設等を確保する義務があります。

保育施設等における「医療的ケア児」の受け入れに関しても、地域の実情を把握しながら、責任主体として安全で適切な医療的ケアを推進します。

そのため、関係機関等との連携体制の構築をはじめ、「医療的ケア児」の受け入れ方針の検討・周知や、地域における「医療的ケア児」の保育ニーズの把握等その他必要な事項について、主体的に取り組むとともに、保育施設等に対し、安全で適切な医療的ケアの実施の支援を行います。

2. 保育施設等における役割

保育施設等において医療的ケアを実施するのは、原則として専任看護師です。

「医療的ケア児」もほかの子どもと同様に、保育施設等の一員として集団保育を行うためには、保育施設等の職員全体での共通理解と協力・援助が必要です。安全で適切な医療的ケアを実施するためには、保育施設等の職員もそれぞれの役割を認識し、連携して「医療的ケア児」と関わっていくことが重要です。

①施設長～医療的ケアの総括管理～

保育施設等における医療的ケア児の受け入れについての総括的な責任者は、施設長です。

施設長は主任(主幹保育教諭)や専任看護師と協力して、保育施設等内で安全で適切な医療的ケアができるような職員体制を組織し、対象児童の健康状態の変化に応じた判断や対応をします。

②主任(主幹保育教諭)～施設長の補佐～

施設長とともに専任看護師と協力して、保育施設等内で安全で適切な医療的ケアができるよう補佐を行います。

③専任看護師～医療的ケアを実施～

主治医の指示に基づき、単独でできる範囲での医療的ケアを実施します。

実施に先立ち、主治医や保護者から対象児童に必要な医療的ケアの実技指導を受け、保育施設等内で実施します。

実施する医療的ケアの内容や対象児童の状態等、必要に応じ、保育施設職員へ情報共有をします。

保護者や主治医と連携を密に行い、対象児童の状況や日頃の様子等、記録して常に把握し、異変があれば、施設長・主任(主幹保育教諭)等へ報告を行い、直ちに適切な対応を行います。

④保育施設等看護師～専任看護師の支援・援助～

主な業務は、保育施設等入所児童全体の健康管理ですが、「医療的ケア児」についても、入所児同様、日頃の健康状態を観察し、必要に応じ医療行為に該当しない範囲で専任看護師への協力・援助を行います。

⑤その他の保育施設等の職員(保育者・調理担当)～対象児童の理解と見守り～

主な業務は、児童福祉施設としての保育施設等での保育・調理ですが、「医療的ケア児」についても理解し、医療行為に該当しない範囲で「医療的ケア児」と関わり、保育を進めていきます。

第3章 佐世保市保育施設等における医療的ケア

対象児童の安全で適切な医療的ケアを実施するため、佐世保市の保育施設等における医療的ケアは、原則として、以下のとおり実施することとします。

1. 医療的ケアの内容

保育施設等が児童福祉施設であり医療機関ではないことをふまえ、医療的ケアは原則として以下とします。＊以下以外の場合においては、必要に応じ個別にて検討します。

○喀痰吸引

○導尿

○インスリン注射

○酸素療法

2. 医療的ケアの対象児童

保育施設等の集団生活において、安全で適切な医療的ケアと一人ひとりの育ちを保障するため、対象児童を以下とします。

○原則として、主治医が「医療的ケア以外は、日常生活に支障がなく、保育施設等での集団生活が可能」と判断する、保育を必要とする児童 ※1号認定の場合は保育要件なし

3. 医療的ケアの提供者

保育施設等での医療的ケアの提供者は、安全で適切に行うことができる、以下の職種とします。

- 専任看護師が、事前に保護者や主治医等から対象児童に関する情報共有や実技指導を受けた後、「医療的ケア児」の保育時間に応じ、医療的ケアを実施。

<訪問看護ステーション利用について>

- 市が訪問看護ステーションと契約し、保育施設等へ訪問看護師を派遣し、医療的ケアを実施する場合については、基本的に以下とします。

- ・インスリン注射、導尿など、医療的ケア実施の時間が決まっている。
- ・保護者の希望がある
- ・今までに、家庭で訪問看護ステーションを利用したことがある

4. 医療的ケアを実施する場所（環境整備）

保育施設等で安全で適切な医療的ケアを実施する場所については、以下とします。

- 専用の部屋又は職員室の一部をパーテーション等で囲い、専用コーナーの確保を行いプライバシーと衛生面へ十分配慮した上で医療的ケアを実施

5. 医療的ケアに必要な医療器具等

保育施設等で安全で適切な医療的ケアを実施する時に必要な、以下の医療器具・消毒用品等の準備や廃棄については、原則として保護者にお願いすることとします。

- 吸引器や注射器、医療用カテーテル等の医療用器具等
- 医療的ケアを実施する時に必要な消毒用品等（医療用手袋・滅菌用ティッシュ等）

6. 定期的な情報交換の実施

「医療的ケア児」を受け入れた後も、必要に応じ、関係機関との情報交換を実施し、安全で適切な医療的ケアを継続します。

- 保育施設等…施設長、主任（主幹保育教諭）、専任看護師、クラス担当保育士等
 - 関係機関 …主治医、保護者、地区担当保健師、行政/保育士・幼稚園教諭、行政関係各課等
- *受け入れ1か月後は必ず実施。その後は、4～6か月毎を基本に実施（施設訪問含む）。

7. 医療的ケアの提供を行わない場合

対象児童の安全を守るため、保育施設等において、安全で適切な医療的ケア実施がむずかしいとされる、以下の場合には保育利用を中止することがあります。

○専任看護師不在の時

（原則として医療的ケアを行うのは、対象児童に必要な指示・実技指導を受けた専任看護師であるため）

○児童の健康状態がよくない時

（顔色がすぐれない、食欲がない、下痢・発熱・嘔吐等いつもと違う症状がみられる場合）

○インフルエンザや他のウイルス等感染症が流行し、保育施設内でも一定以上の発症がみられ、対象児童が感染症により重症化すると予想される場合

（感染症の重症化については主治医の意見を参考とする）

○台風や大雨等の自然災害により、警戒レベル3以上が発令された場合

＊警戒レベル3→ハザードマップや災害情報等を考慮し、施設長判断にて登園自粛又は休園
警戒レベル4以上→災害発生が高い状況。全保育施設において休園



第4章 佐世保市の「医療的ケア児」受け入れまでの流れ

1. 「医療的ケア児」受け入れ相談

「医療的ケア児」の保護者からの保育施設等の入所の相談は、随時受け付けます。

その際には、保健や福祉部門と連携を取りながら「医療的ケア児」や保護者の状況を把握し、保育施設等における集団生活の可否や医療的ケアの対応についての主治医からの意見を保護者に確認します。

2.「医療的ケア児」の受け入れ検討

保護者から保育施設等の入所の申し込みがあった場合は「医療的ケア実施ガイドライン」に沿って、保護者へ医療的ケア実施についての説明を行います。

その後、「医療的ケア実施申込書(様式1)」、「医療的ケアに関する重要確認事項(様式2)」、保護者を通じて主治医から「医療的ケアに関する主治医の意見書(様式3)」の提出を保護者へ依頼します。書類が提出されたら「医療的ケア児」の保育施設等への受け入れについて、医療、保健、福祉、行政、保育等、多部門から構成された「医療的ケア児の受け入れについての検討委員会」(以下、「医療的ケア児受入検討委員会」)で、各職種の専門的立場の視点において十分に検討します。

3.「医療的ケア児」受け入れを検討するにあたっての視点

「医療的ケア児」を受け入れてから、対応困難であったという事例を避けるため、以下のような視点で十分に検討し、受け入れの可否を判断します。

①医療的視点

- 主治医の意見の確認 (保育施設等での集団生活が可能かどうか)
- 医療的ケアの内容の確認 (専任看護師が単独でできるかどうか)

②行政的視点

- 受け入れる施設の確認 (受け入れる保育施設、空き状況等があるかどうか)
- 専任看護師の確認 (専任看護師が確保できるかどうか)
- 医療的ケア実施場所の確認 (施設の整備が必要かどうか)

③保健的視点

- 地区担当保健師又は医療的ケア児担当保健師等の対象児童家庭への訪問・面談を通じた対象児童の状況把握
(保護者のフォローが必要かどうか、対象児童の成育歴の確認・状況把握等)

④福祉的視点

- 障がい福祉担当者へ福祉サービス等の状況確認
(児童発達支援事業所等を利用しているかどうか)

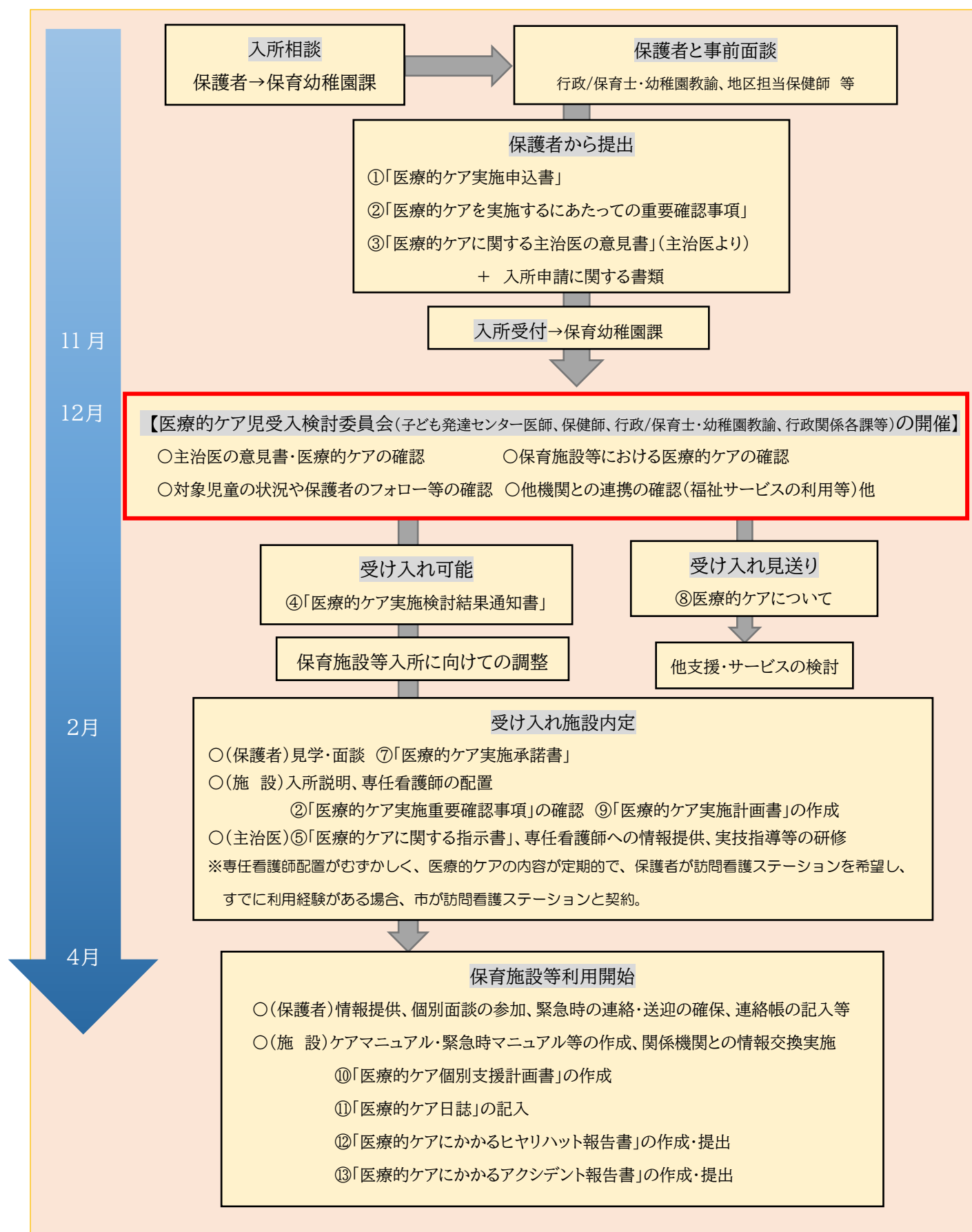
⑤保育的視点

- 受け入れ時期の確認 (専任看護師の配置や環境整備、慣らし保育等)
- 対象児童の状況の確認 (医療的ケアの内容や環境整備の確認)
- 他機関との連携の確認 (情報提供・施設訪問の時期、緊急時の対応等)

* 行政の保健師と保育士・幼稚園教諭は、事前に面談や家庭訪問を実施し、保護者の了解を得て、情報共有を行い、連携を密にします。

4. 保育施設等における「医療的ケア児」受け入れまでの基本的な流れ

本ガイドラインを踏まえ、佐世保市保育施設等における、一般的な4月入所受付での「医療的ケア児」受け入れまでの基本的な流れを以下に記載します。＊以下以外の場合は、個別に検討





【必要書類一覧】

名称	記入者	提出先	備考
①「医療的ケア実施申込書」	保護者	佐世保市	・入所相談時、保護者の意思確認後、記入提出
②「医療的ケアを実施するにあたっての重要確認事項」	保護者	佐世保市 保育施設	・市は原本を保管し、保育施設等へコピー又は写しを送付
③「医療的ケアに関する主治医の意見書」	主治医	佐世保市	・保護者を通じて主治医に作成を依頼し、保護者から市に提出
④「医療的ケア実施検討結果通知書」	佐世保市	保護者	・「医療的ケア児受け入れ検討委員会」実施後に送付
⑤「医療的ケアに関する指示書」	主治医	佐世保市	・保護者を通じて主治医に作成を依頼し、保護者から市に提出 ・市は原本を保管し、保育施設又は訪問看護ステーションへコピー又は写しを送付
⑥「医療的ケアに関する指示変更書」			
⑦「医療的ケア実施承諾書」	保護者	佐世保市	・④の送付時に同封、保護者はサインし、市へ返信
⑧「保育施設等での医療的ケアについて」	佐世保市	保護者	・「医療的ケア児受け入れ検討委員会」で不可となった場合に使用
⑨「医療的ケア実施計画書(保育施設等用)」	保育施設等	保護者・市 最寄りの消防署	・保育施設等は、保護者・市・最寄りの消防署へコピー又は写しを送付
⑨「医療的ケア実施計画書(訪問看護用)」	訪問看護 ステーション	市・保育施設 保護者	・訪問看護ステーションは、市・保育施設保護者へコピー又は写しを送付。 保育施設は最寄りの消防署へコピー又は写しを送付
⑩「医療的ケア個別支援計画書」	保育施設等		・保育施設等が、対象児童の医療的ケアの記録のために作成。
⑪「医療的ケア日誌」	保育施設等		・保育施設等が専任看護師を雇用した場合に記入。
	訪問看護 ステーション	佐世保市	・毎月の委託料の請求書に添付
⑫「医療的ケアにかかるヒヤリハット報告書」	保育施設 訪問看護 ステーション	佐世保市	・必要に応じ作成し、市へ提出
⑬「医療的ケアにかかるアクシデント報告書」	保育施設 訪問看護 ステーション	佐世保市	・必要に応じ作成し、市へ提出

5. 入所後に医療的ケアが必要となった場合の流れ *これ以外のケースについては個別に検討

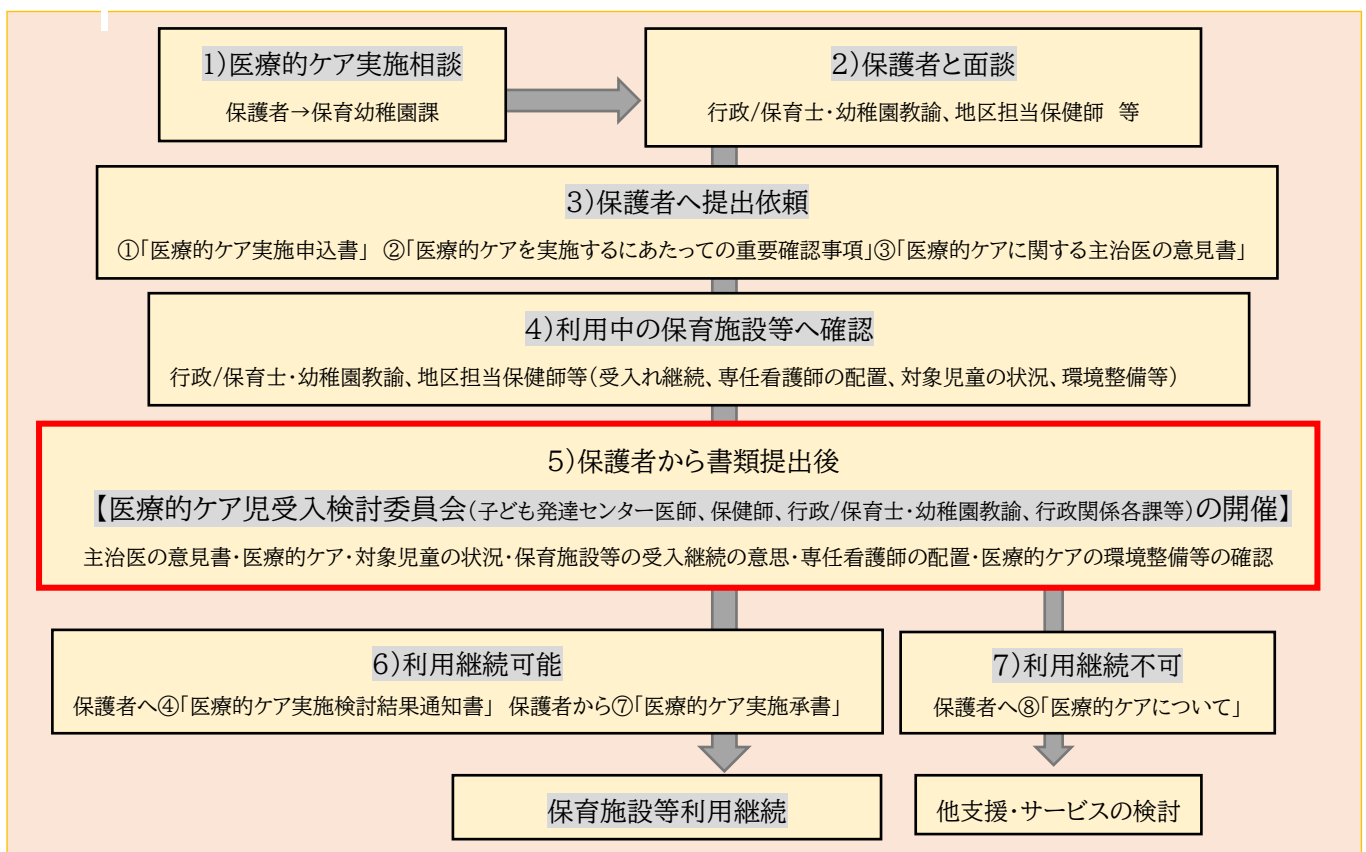
- 1)「医療的ケア児」の保護者から、保育幼稚園課へ、入所後に医療的ケアが必要になったことについて相談を受けます(医療的ケア実施相談)。
- 2)行政/保育士・幼稚園教諭と地区担当保健師が、保護者と面談し、医療的ケア実施ガイドラインに基づき、保育施設での医療的ケア実施について説明します。同時に、保育施設等での集団生活の可否や医療的ケアの内容について、主治医の意見を保護者に確認します。
- 3)その後保護者へ、「医療的ケア実施申込書(様式1)」、「医療的ケアに関する重要確認事項(様式2)」、「医療的ケアに関する主治医の意見書(様式3)」の提出を依頼します。
- 4)提出後、保護者の了解を得て、入所中の保育施設等へ連絡し、医療的ケアの内容・専任看護師の配置・医療的ケアにかかる環境整備等と引き続き受け入れが可能かどうかについて確認します。
- 5)依頼していた書類が保護者から提出されたら、「医療的ケア児受入検討委員会」を開催し、継続的な利用について、医療・保健・福祉・行政・保育等の各分野から情報共有を行い、利用継続が可能かどうか十分に検討します。

※利用継続が可能かどうかを検討するにあたっての視点

医療・保健的視点…主治医の意見書・医療的ケアの内容・対象児童の状況等

行政・保育的視点…保育施設等の受入継続の意思・専任看護師の配置・医療的ケアの環境整備等

- 6)利用継続可能となった場合、専任看護師は対象児童の医療的ケアの内容や方法を、主治医・保護者から研修を受け、保育施設等で医療的ケアを実施します。
- 7)利用継続が不可となった場合、他の福祉サービスや支援について検討します。



第5章 「医療的ケア」実施についての危機管理体制

1. 保護者との連携・理解・協力

保育施設等へ入所が内定したら、保護者や対象児童と事前の見学・面談を実施し、入所説明とともに「医療的ケア実施計画書(様式 9)」を提示し、「医療的ケアを実施するにあたっての重要確認事項(様式2)」について、再度確認します。

保育施設等で医療的ケアを実施する際には、保護者との連携・理解・協力が大切です。

そのためには、日頃から十分な保護者とのコミュニケーションが不可欠です。

保育施設等での医療的ケアを実施する際、保護者との連携・理解・協力を得るため必要項目を以下に記載します。

- ①対象児童に関する情報提供
- ②個別面談等への参加
- ③日々の健康状態についての伝達・報告(受け入れ時の伝達及び連絡帳への記載)
- ④主治医の意見や医療的ケアの指示変更時等の伝達
- ⑤医療機関ではない保育施設等で医療的ケアを実施することのリスク
- ⑥緊急時の連絡手段・送迎の確保
- ⑦必要な医療用器具等や消毒用品等の準備・廃棄について

2. 受け入れに際しての確認

保育施設等での受け入れの際、保育時間中の医療的ケアの内容・方法のほか、必要な事項について、専任看護師だけではなく、施設長・主任(主幹保育教諭)を中心に施設職員全体で情報共有し確認します。

必要な確認事項を、以下に記載します。

- ①保護者との連絡帳の様式、記入者や記入内容の確認
- ②医療的ケアのために必要な環境整備(スペース・場所・衛生管理等)の確認
- ③医療的ケアに必要な医療用器具等や消毒用品等の保管場所と管理方法の確認
- ④医療的ケアに使用した廃棄物の取り扱いや廃棄方法の確認(保護者)
- ⑤園外活動時や行事等の対応の確認

3. マニュアルの作成

安全で適切に医療的ケアを提供できるよう、保育施設等は、次項のケアマニュアルや緊急時や災害時の対応マニュアル等の作成を行います。

- ①医療的ケアマニュアルの作成(スケジュール、範囲、手順等)
- ②緊急時や災害時の対応マニュアルの作成

4. 消防署との連携

専任看護師が常駐の場合、保育施設等は保護者の了承を得て、最寄りの消防署へ記入後の「医療的ケア実施計画書(様式9)」のコピー又は写しを渡し、対象児童について、緊急時搬送等の情報提供を行います。訪問看護師の場合は、「医療的ケア実施計画書(様式10)」を記入後、コピー又は写しを保育施設等へ送付。保育施設等は、保護者の了解を得て、最寄りの消防署へ渡し、緊急時搬送の情報提供を行います。

5. 「医療的ケア個別支援計画」の作成(保育施設等)

保育施設等では、一人ひとりの子どもの状況に応じて個別指導計画を作成します。

「医療的ケア児」については、個別指導計画に加え、ケアの内容を記載した「医療的ケア個別支援計画(様式11)」を作成するのが望ましいです。

「医療的ケア個別支援計画」は、医療的ケアの変更にともない見直す場合以外にも、年度毎に見直し、対象児童の成長の記録とします。

*日々のケアの記録等は、専任看護師又は訪問看護師が「医療的ケア日誌(様式11)」に記録します。

6. 職員の研修

保育施設等は、安全で適切な医療的ケアの実施のため、施設職員を医療的ケア等に関する研修会へ積極的に参加させ、研修内容を受講職員から他の職員へ情報共有し、職員の医療的ケアへの理解や意識の向上を図ります。

7. ヒヤリハット、アクシデントについて

事故になる可能性がある行為(ヒヤリハット)を見過ごしたり、気づかず続けていたりすると、大きな事故につながる恐れがあります。安全で適切な医療的ケアを実施するために、日頃から安全対策を講じ、事故を未然に防ぐ最大限の努力をしなければなりません。

保育施設等は、医療的ケア実施中の「ヒヤリ」としたことや「ハット」したこと、また事故(アクシデント)そのものが起きたこと等は、報告書を記入・提出し、分析して更なる対策を講じる必要があります。

*「ヒヤリハット報告書(様式13)」 「アクシデント報告書(様式14)」

医療的ケアにかかるこれらの報告書は、対象児童や受け入れる保育施設等の安全を守るためにも重要なことです。

8. 災害発生時の対応

災害の発生に備え、日頃より準備をしておくことが大切です。基本的には、保育施設等で作成している災害対策に関するマニュアルに沿って対応しますが、医療的ケア児については、特に、以下の事項に留意し、個別の災害対策マニュアルを作成する必要があります。

- ①医療的ケア児の状態等を考慮した避難経路や避難先の確保
- ②医療的ケアに必要な機材や物品の避難先への持ち出し
- ③医療的ケアに必要な消耗品や薬品のストック
- ④停電や断水が発生した場合の医療的ケアの実施方法の確認

9. 業務継続計画(BCP)について

業務継続計画(BCP)とは、災害や火災等の緊急事態が発生した場合に、損害を最小限にとどめつつ、業務の継続や早期復旧を可能とするために、日頃から行うべき活動や緊急時の行動を取り決めておく計画のことです。

作成したBCPは、避難訓練等の際に課題を検討し、継続的に見直しや改善を行います。

※すでに保育施設等で作成されている「災害対策マニュアル」の内容に、業務継続計画(BCP)又はそれに準ずるものが含まれているのであれば、特に問題はありません。



【様式集 1～13】

様式 1「医療的ケア実施申込書」

様式 2「医療的ケアを実施するにあたっての重要確認事項」

様式 3「医療的ケアに関する主治医の意見書(情報提供書)」

様式 4「医療的ケア実施検討結果通知書」

様式 5「医療的ケアに関する指示書」

様式 6「医療的ケアに関する指示変更書」

様式 7「医療的ケア実施承諾書」

様式 8「医療的ケアについて」

様式 9-1「医療的ケア実施計画書(保育施設等用)」

様式 9-2「医療的ケア実施計画書(訪問看護用)」

様式 10「医療的ケア個別支援計画書」

様式 11「医療的ケア日誌」

様式 12「医療的ケアにかかるヒヤリハット報告書」

様式 13「医療的ケアにかかるアクシデント報告書」



医療的ケア実施申込書

1. 医療的ケアの実施を申し込みする児童

ふりがな 児童氏名	(性別 男・女)	
生年月日	年 月 日 (歳 か月)	
住所		
連絡先	①氏名(続柄)	②氏名(続柄)
手帳等	☐ 障害者手帳 (☐ 身体 ☐ 療育 ☐ 精神) ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害福祉サービス受給者証 ☐ 小児慢性特定疾病受給者証 ☐ その他 ()	

2. 保育施設等に依頼する医療的ケアの内容及び実施方法

医療的ケアの内容	医療的ケアの実施方法等

佐世保市長 様

上記の医療的ケアについて、保育施設等での実施を申し込みます。

年 月 日

ふりがな
保護者氏名

佐世保市長 様
施設長 様

保護者→市→保育施設等
(コピー又は写し)

<医療的ケアを実施するにあたっての重要確認事項>

保育施設等における医療的ケアは、主治医が集団生活での生活が可能と判断した児童に対し、原則として主治医による指示・実技指導を受けた専任看護師が行います。保育施設等の職員は、保育中の児童の見守りや医療行為に該当しない範囲で、専任看護師と協力しながら支援します。

医療的ケアを安全で適切に実施できるよう、児童の健康管理を含め、下記の事項をご確認いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療的ケアに関する確認事項		ご確認後、右端の欄に○を記入 ↓
1	医療的ケアの実施は、主治医の意見書及び指示書が必要です。	
2	医療的ケアの実施は、主治医による指示・実技指導を受けた専任看護師が行います。	
3	児童の日々の健康状態を把握し、連絡帳などの記入を含め専任看護師や職員に伝達をお願いします。	
4	必要に応じ個別面談への参加をお願いします。	
5	医療的ケアの指示変更があった場合、様式6「医療的ケアに関する指示変更書」の提出をお願いします。	
6	対象児童の安全を守るため、保育施設での医療的ケア実施がむずかしいとされる6の①から④の場合は、保育利用を中止することがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。	
	①専任看護師が不在の時 ※原則として医療的ケアを行うのは、対象児童に必要な指示・実技指導を受けた専任看護師であるため	
	②児童の健康状態が良くない時 ※顔色がすぐれない・食欲がない、下痢・発熱・嘔吐等いつもと違う症状がみられる場合	
	③インフルエンザや他のウイルス等感染症が流行し、保育施設内でも一定以上の発症があり、対象児童が感染症により重症化すると予想される場合 ※感染症の重症化については、主治医の意見を参考にさせていただきます。	
	④台風や大雨等の自然災害により、警戒レベル3以上が発令された場合 *警戒レベル3→ハザードマップや災害情報等を考慮し、施設長判断にて登園自粛又は休園 警戒レベル4以上→災害発生が高い状況。全保育施設において休園。	
7	緊急時の連絡手段や送迎の確保をお願いします。	
8	必要な医療用器具や衛生消毒用品等の準備・廃棄は保護者にてご対応いただきます。	
9	必要に応じ、児童の状況について、専任看護師や施設職員、主治医を含めた関係機関との情報交換を実施します。	
10	医療的ケアを実施するために必要な対象児童の個人情報について、保育施設・医療機関・行政等の関係機関において提供・共有します。	

以上の10項目について、確認しました。

年 月 日 保護者氏名 _____
児童氏名 _____

佐世保市長 様

医療的ケアに関する主治医の意見書(情報提供書)

児童氏名	(ふりがな) (生年月日)
診断名 (基礎疾患名)	
経過及び 現在の状況	○初診日: 年 月 日 次回受診日: 年 月 日 時ごろ
定期受診等 服薬状況 (処方箋添付)	☐ 定期受診: () 月 ・ 週 ごと ☐ 手術予定(あり ・ なし) 年 月ごろ ☐ 服薬(あり ・ なし) 内容:
必要な医療的 ケアの内容及び頻度	
予想される緊急時 の状況と対応	(緊急搬送時の目安等)
児童の状況	①食事について 形態 : ☐ 普通食 ☐ 刻み食 ☐ ミキサー食 / 道具 : ☐ 箸使用 ☐ スプーン使用 援助 : ☐ 自分で食べる ☐ 少し援助がいる ☐ 援助がいる ②排泄 ☐ 自立 ☐ 未自立() / ☐ 布パンツ ☐ 紙パンツ ☐ 紙オムツ ③移動 ☐ 自立歩行可 ☐ 未歩行()
保育施設等での 集団生活	☐ 制限なし ☐ 制限あり()
保育施設等での 配慮事項	☐ 必要としない ☐ 部分的に必要とする () ☐ 常に必要とする()
保育施設等での 集団生活について の判断	☐ 集団生活が可能 ☐ 集団生活は望ましくない (理由 :)
重症化しやすい 感染症等	病名:
記入日 年 月 日	医療機関名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ 医師氏名 _____

____様

年 月 日
佐 世 保 市 長
(公 印 省 略)

医療的ケア実施検討結果通知書

年 月 日付で、申し込みがあった医療的ケアについて、「医療的ケア児受け入れ検討委員会」で検討した結果、保育施設等での受け入れ及び実施が可能と判断いたしましたのでお知らせいたします。

①医療的ケアを実施する子どもさんの氏名 _____

②医療的ケアの内容 _____

つきましては、下記の書類の提出をお願いいたします

1. 主治医の指示書（様式5）

2. 保護者の承諾書（様式7）

※受け入れる保育施設等の入所決定については、後日お知らせいたします。

○提出先 → 佐世保市子ども未来部保育幼稚園課

○提出期限 → 年 月 日 時

<連絡先>

佐世保市子ども未来部保育幼稚園課

電話 24-1111(内 5425・5426)

佐世保市長 様

医療的ケアに関する指示書

児童氏名	(生年月日)
診断名 (基礎疾患名)	
必要な医療的ケア	☐ 喀痰吸引 ☐ 導尿 ☐ インスリン注射 ☐ 酸素吸入 ☐ その他()

※該当項目の□に、チェックを入れ、指示内容・留意点の記入をお願いします。

看護師に指示する 医療的ケアの事項	具体的指示内容と緊急時の対応
指示期間	年 月 日 ～ 卒園又は指示変更まで

保護者から依頼のあった医療的ケアについて、保育施設等で医療的ケアを実施するよう専任看護師に指示し、当該看護師が医療的ケアを実施することに同意いたします。

記入日 年 月 日 医療機関名 _____

住所 _____

電話番号 _____

医師氏名 _____

佐世保市長 様

医療的ケアに関する指示変更書

児童氏名	(生年月日)
診断名 (基礎疾患名)	
必要な医療的ケア	☐ 喀痰吸引 ☐ 導尿 ☐ インスリン注射 ☐ 酸素吸入 ☐ その他()

※該当項目の□に、チェックを入れ、指示内容・留意点の記入をお願いします。

看護師に指示する 医療的ケアの事項	具体的指示内容と緊急時の対応
指示期間	年 月 日 ~ 卒園又は次回の指示変更まで

対象児童の医療的ケアの指示について、上記のとおり変更いたします。

記入日 年 月 日 医療機関名

住所

電話番号

医師氏名

佐世保市長 様

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施検討結果通知書の内容について承諾いたしました。

年 月 日

ふりがな
児童氏名

ふりがな
保護者氏名

(児童氏名： 様
様)

年 月 日
佐 世 保 市 長
(公 印 省 略)

保育施設等での医療的ケアについて

年 月 日付で、申し込みがあった医療的ケアについて、「医療的ケア児受け入れ検討委員会」で検討した結果、下の理由で保育施設等での受け入れを見送らせていただきますことを、ご通知いたします。

ご希望に沿うことができず、まことに恐縮に存じますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

【理 由】

提出日 年 月 日

医療的ケア実施計画書(保育施設等用)

ふりがな 児童氏名	(性別:男・女)	
生年月日	年 月 日(歳 か月)	
医療的ケアの内容	実施手順	準備物・留意点

予想される緊急時の状態	対応

※最寄りの消防署名_____

施設名 _____

施設電話番号_____

所在地 _____

施設長名 _____

実施担当者 _____

訪問看護ステーション(コピー又は写し)→保護者・市

→施設長(コピー又は写し)→最寄りの消防署

様式 9-2

*指示変更の場合も要提出

提出日 年 月 日

医療的ケア実施計画書(訪問看護用)

ふりがな 児童氏名	(性別:男・女)	
生年月日	年 月 日(歳 か月)	
医療的ケアの内容	実施手順	準備物・留意点

予想される緊急時の状態	対応

※利用中の保育施設名_____

事業所名 _____

連絡先 _____

所在地 _____

代表者名 _____

実施担当者 _____

医療的ケア個別支援計画書

作成日： 年 月 日

氏名	生年月日	(歳 か月)	施設長	主任	担当
【医療的ケア実施内容】					
【保育の全体的な配慮事項】					
●養護(生命の保持・情緒の安定)					
○健康 ○人間関係 ○環境					
○ことば ○表現					
【保護者への支援】					
【他機関との連携】					
【経過及び課題】					

令和7年6月～

※作成の目安→年度毎又は指示変更時
 保管 →個別指導計画・経過記録に綴じる

年度 医療的ケア日誌 月 児童氏名

	家庭からの伝達等	医療的ケアの状況	担当 サイン
日 () 天気			
日 () 天気			
日 () 天気			
日 () 天気			
日 () 天気			
日 () 天気			

*医療的ケアの内容によって、項目の追加等の変更可

施設長 主任

令和7年6月～

様式 12

医療的ケアにかかるヒヤリハット報告書

提出日	令和 年 月 日 曜日
施設又は 事業所名	
施設長又は 代表者名	氏名
記入者	職種： 氏名

児童氏名		年齢	
発生日時	令和 年 月 日 曜日	場所	
	時 分		
医療的ケアの内容	☐ 喀痰吸引 ☐ 導尿 ☐ インスリン注射 ☐ 酸素療法 ☐ その他()		
原因	☐ 勘違い ☐ 確認もれ ☐ 観察不十分 ☐ 聞き違い ☐ 思い込み ☐ マニュアル以外の行為 ☐ 忘れ ☐ 知識不足 ☐ 技術不足 ☐ 情報不足 ☐ 連絡ミス ☐ 判断ミス ☐ 転記ミス ☐ 担当の疲労・体調不良 ☐ 機器の整備不良 ☐ その他()		
ヒヤリハットした 内容・経緯			
防止策			

医療的ケアにかかるアクシデント報告書

提出日	令和 年 月 日 曜日
施設又は 事業所名	
施設長又は 代表者名	氏名
記入者	職種： 氏名

児童氏名		年齢	
発生日時	令和 年 月 日 曜日	場所	
	時 分		
医療的ケアの内容	☐ 喀痰吸引 ☐ 導尿 ☐ インスリン注射 ☐ 酸素療法 ☐ その他()		
原因	☐ 勘違い ☐ 確認もれ ☐ 観察不十分 ☐ 聞き違い ☐ 思い込み ☐ マニュアル以外の行為 ☐ 忘れ ☐ 知識不足 ☐ 技術不足 ☐ 情報不足 ☐ 連絡ミス ☐ 判断ミス ☐ 転記ミス ☐ 担当の疲労・体調不良 ☐ 機器の整備不良 ☐ その他()		
発生時の 状況と経過			
実施した処置と その後の経過	病院受診： ☐ 有 ☐ 無 医師の診断書： ☐ 有 ☐ 無 ※有の場合：要コピー添付		
今後の対応と 再発防止策			
保護者への説明	説明： ☐ 有(面談 ・ 電話) ☐ 無 ※説明内容を記入(無の場合はその理由)		



医療的ケア実施ガイドライン
～地域で生まれ、共に育つ～

医療的ケア児受け入れに関する基本的な考えと
保育施設等利用までの流れ

子ども未来部 HP (佐世保市子育てポータルサイト)



2次元コード

発行／編集



長崎県佐世保市子ども未来部

改訂 令和7年6月

〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町 5-1

電話 0956-24-1111(内線 5425・5426)

Fax 0956-25-9673

E-mail hoyou@city.sasebo.lg.jp